

# 建設業の

緊急対策実施中

# 墜落・転落死亡災害が増加しています!!

大阪中央署管内の5月20日現在の労働災害による死亡者数は、3人で前年を上回るペースで増加しています。

また、そのすべてが建設業での解体工事中に発生したもので、高さ2m以上の箇所から墜落したものです。

墜落・転落災害は重篤な災害につながりやすく、とりわけ建設業では死亡災害の約6割を占めています。

このような災害を防止するため、安全な手すりの設置・安全帯の使用の励行等、「命綱GO活動」の積極的な取り組みとともに裏面の項目の実施をお願いいたします。

## 平成28年 死亡災害発生の概要(建設業)

災害発生月	発生時刻	職種	性別	年代	経験期間	事故の型	起因物	災害の概要
3月	16時台	作業員	男性	60代	1月未満	墜落・転落	屋根	鉄骨造の建物の解体工事現場において、被災者がスレート屋根の解体作業を行っていたところ、スレート屋根を踏み抜き、約4m下に墜落した。
4月	16時台	作業員	男性	70代	33年	墜落・転落	開口部	解体工事現場で、地下のピットに溜まった雨水を排出する作業にあたり地上部分に手摺りを設置していたところ、手摺りが外れ約3.5m下の地中梁上に墜落した。
5月	10時台	作業員	男性	60代	30年	墜落・転落	開口部	解体工事現場で、4階スラブのデッキ溶断作業中にスラブの一部を1階に落下させたところ、それによってできた開口部から約13m下の地上まで墜落した。

### 緊急対策実施事項(期間 平成28年8月31日まで)

- ・ 署員による現場パトロールを強化
- ・ 建災防大阪府支部大阪中央分会の協力のもと、合同パトロールの実施
- ・ 各事業場への取組の要請

大阪中央労働基準監督署

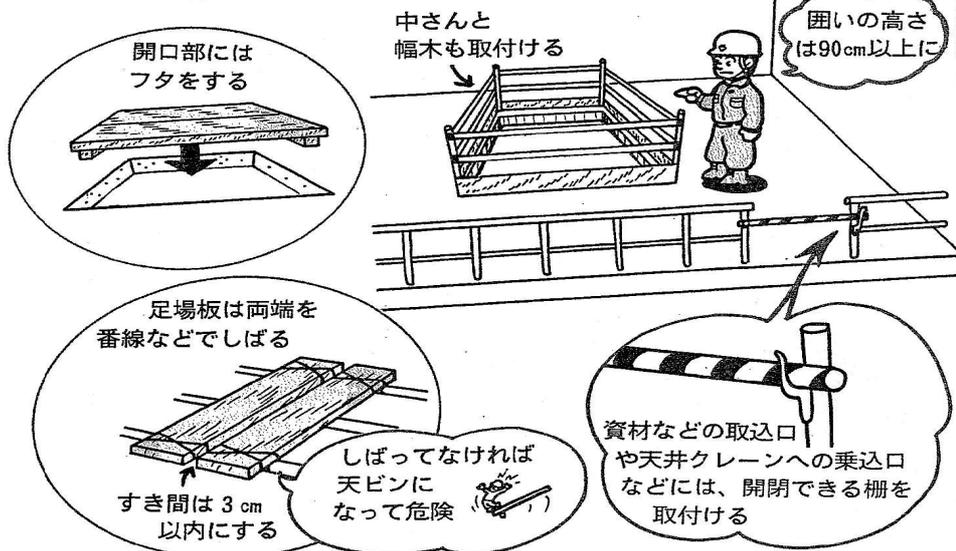
# 災

害を防止するために、一人ひとりが危険を感じる力を強化し、  
全員が一丸となって、以下の項目に取り組みましょう。

- ・高さが2 m以上の箇所で墜落の危険があるときは、作業床を設ける。なお、困難な場合、防網の設置、安全帯の使用等行う。
- ・高さ2 m以上の作業床の端、開口部等で墜落の危険がある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設ける。  
なお、開口部等に手すり等を設けるときは、親綱等に安全帯を掛けて作業を行うこと。
- ・スレート等の屋根上で作業を行う場合、踏み抜きの危険があるときは、幅が30 cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる危険の防止を行うこと。

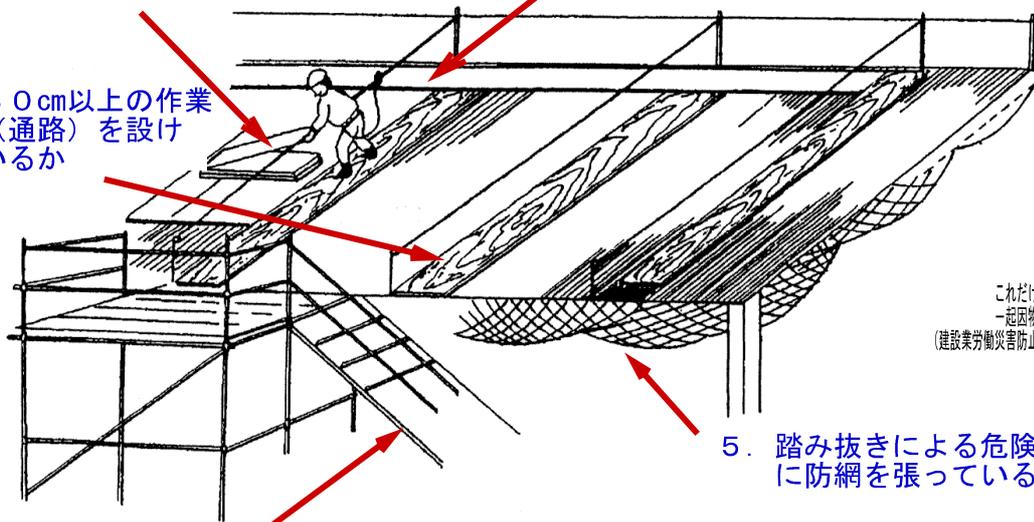
## 墜落・転落災害防止のために

通路や作業床には  
開口部を作るな



作業床にすき間を作るな

1. 屋根へ材料を置く場合、足場板等を敷きつめ材料置き場の措置をしているか
2. 幅30 cm以上の作業床(通路)を設けているか



3. 屋根への昇降設備はあるか

6. やむを得ず屋根端部で材料を上げおろしする場合、安全帯を使用しているか

これだけはなくそう繰り返す災害  
一起因物・型別による災害事例研究一  
(建設業労働災害防止協会 大阪府支部 編より)